

涌谷町農業委員会障害者活躍推進計画

| | |
|---|---|
| 機関名 | 涌谷町農業委員会 |
| 任命権者 | 涌谷町農業委員会会長 |
| 計画期間 | 令和2年4月1日～令和5年3月31日（3年間） |
| 涌谷町における障害者雇用に関する課題 | 涌谷町農業委員会は、職員数の少ない部局であり、障害者任免状況通報の対象とはなっていない。また、事務局職員の採用及び人事異動等の事務は、町長部局において実施しているため、農業委員会として職員採用事務を行うことはない。しかしながら、障害者の積極的な採用が実現するよう町長部局に働きかけをする必要がある。 |
| 目標 | |
| ①採用に関する目標 | 新規採用又は出向等の別を問わず、1人以上の障害者である職員が在籍していない場合においては、障害者である職員が配属されるよう町長部局に要請を行う。 |
| ②定着に関する目標 | なし |
| 取組内容 | |
| 1. 障害者の活躍を推進する体制整備 | |
| 障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談を受付できる体制を整備する。また、障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、宮城労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 | |
| 2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出 | |
| 身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者からの相談があった場合には、負担なく遂行できる職務の選定及び創出に努める。 | |
| 3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人材管理 | |
| 障害者である職員からの相談のほか、障害者である職員に対しては必要な配慮等の有無について確認し、その結果を踏まえて継続的に必要な措置を講ずる。 | |
| 4. その他 | |
| 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律の趣旨を鑑み、障害者就労施設への発注等を通して、障害者の活躍の場を拡大できるよう努める。 | |